

平成 30 年

郡山市教育委員会

8 月定例会議事録

## 平成 30 年 郡山市教育委員会 8 月定例会議事録

日 時	平成 30 年 8 月 23 日 (木) 午後 1 時 30 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 藤 田 浩 志
	委 員 田 中 里 香	
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校管理課長補佐 総務課主任主査兼総務管理係長	野 崎 弘 志 早 崎 保 夫 馬 場 章 光 熊 田 仁 大 越 総 黒 田 知恵子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆかり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 村 上 文 生 高 山 良 勝 大 澤 修 一 小 野 貴 裕 古 川 誠  書 記 佐 藤 齊

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
  - 議案第 30 号 平成 30 年度 9 月補正予算について
  - 議案第 31 号 郡山市立学校条例の一部改正について
  - 議案第 32 号 郡山市立公民館条例の一部改正について
  - 議案第 33 号 平成 30 年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について
  - 議案第 34 号 平成 30 年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について
  - 議案第 35 号 郡山市教育委員会の権限に属する平成 29 年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - 議案第 36 号 平成 31 年度使用特別支援学級教科用図書の新採択について
  - 議案第 37 号 就学すべき学校以外の隣接する学校への就学を認める学校の指定について
  - 議案第 38 号 特認校の指定について
  - 議案第 39 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）
  - 報告第 5 号 専決処分事項の報告について
- 5 その他
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成30年 8 月定例会を開会いたします。  
本日は、阿部晃造委員が都合により欠席されておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条 3 項」の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本定例会は成立いたします。  
はじめに、平成30年 7 月定例会の議事録の承認についてですが、何かご意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
平成30年 7 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から報告いたします。

今回は2件報告いたします。まず1件目は「鳥取・郡山小学生夏季研修交流について」です。平成30年7月30日から8月1日までの3日間に渡り、郡山市内各所を会場として夏季研修交流会が実施されました。鳥取市交流団として、鳥取市の小学6年生22名を含む総勢29名が、郡山市交流団として、郡山市の小学6年生18名を含む総勢27名が参加し、合計56名の方々による研修交流が行われました。市内各所において、小学生同士が本市の歴史や文化、その他の様々な内容を学習し、コースに分かれて研修を深め、2日目の夜にはお互いに成果を発表し合うという大変充実した研修交流会でございました。

2件目は「4大学協定による学生ボランティア学習支援の実施状況視察について」でございます。平成30年8月22日に守山中学校において、日本大学工学部の学生3名による学習支援ボランティアが行われ、その様子を視察してまいりました。30名を超える中学3年生の生徒が参加し、自分の学習課題に対して真剣に取り組んでおりました。そして、日本大学工学部の学生の方々が、それぞれに子どもたちに寄り添いながら学習活動を進めておりました。また、本日8月23日には富田東小学校において視察を行い、奥羽大学と郡山女子大学の学生の方々の支援をいただきながら、小学生たちが夏休みの課題などに取り組んでいる様子を見てまいりました。このほかにも、郡山市内の各所におきまして4大学の学生の方々による学習支援、自主学習研修会がそれぞれの地区で開かれたところでございます。

以上でございます。

それでは、次に「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第30号「平成30年度9月補正予算について」から、議案第39号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」までの議案10件、及び報告第5号「専決処分事項の報告について」の報告1件、以上11案件が提出されておりますが、このうち議案第30号から議案第35号までの案件、及び報告第5号の案件の審議につきましては、人事案件及び郡山市議会9月定例会に提出される案件であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。

議案第30号から議案第35号までの案件、及び報告第5号の案件の審議に

ついて、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、議案第30号から議案第35号までの案件、及び報告第5号の案件の審議については、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、「6 各課報告」終了後に審議することとし、先に議案第36号から議案第39号までの議案の審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、はじめに、議案第36号「平成31年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」の審議に入ります。

それでは事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 それでは議案第36号「平成31年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」ご説明します。今回、サンプルの教科書を準備しましたので配布させていただきます。

只今配布しました教科書の、表紙の教科名のところに星印がついているものがあるかと思えます。これは文部科学省が著作権を有する教科用図書であることを示し、我々が一般的に星本と呼んでいるものでございます。一方、星印が記載されていない図書もお手元に準備しておりますが、こちらは一般図書と呼ばれております。それでは実際に内容についてご説明いたします。

学校教育法第34条第1項において教科書として定められておりますのは、先月採択しました中学校・義務教育学校後期課程の道徳科の教科用図書のような、文部科学大臣の検定を受けた検定本、又は、文部科学省が著作権を有するいわゆる星本と呼ばれるものとなっています。しかし、特別支援学級においては、児童生徒の障がいの程度に違いがあることから、学校教育法附則第9条の規程により、検定本・星本以外の一般図書を教科書として採択して良いことになっております。実際の採択の方法としましては、特別支援学級を持つ学校が児童生徒の障がいの程度に応じた図書を選定し、教育委員会へ内申したものについて、採択の可否を決定することになります。

今回、特別支援学級一覧ということで、各学校における採択の状況をまとめた資料を準備いたしましたのでご覧ください。基本的には検定本で対応している学校が多いのですが、行健小学校、芳賀小学校、郡山第七中学校の3校が星本を選定しております。また、星本でも対応が難しい場合には、県教育委員会が採択した一般図書 339 冊の中から選定することになりますが、県教育委員会ではこの 339 冊の中から 110 冊を取り上げ、調査研究をした報告書を出しております。この 110 冊の中から選定した学校が、芳山小学校、橘小学校、芳賀小学校、赤木小学校、桑野小学校、緑ヶ丘第一小学校、郡山第三中学校となっています。さらにこれら一般図書の中でも、県教育委員会が研究を行った 110 冊以外の 229 冊の中から、各学校が独自に調査研究を行い、図書の選定を行っている学校もございます。こういった場合は各学校で調査研究した内容を本市教育委員会へ報告しなければなりません。これらの図書を選定した学校は赤木小学校、郡山第三中学校、小原田中学校となっております。今回の資料の2ページ目及び4ページ目に一般図書の採択希望の理由も付して示されているところであります。

各学校がこういった選択をすることによって、児童生徒の障がいの状況に応じて、検定本では内容が難しい場合には星本を、星本でも難しいという場合には一般図書を選択して、個に応じた教科書を使用することができるようになるものでございます。

以上でございます。

教 育 長            委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長            それでは、これより採決いたします。

議案第 36 号「平成 31 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長            ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 37 号「就学すべき学校以外の隣接する学校への就学を認める学校の指定について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長      それでは議案第 37 号「就学すべき学校以外の隣接する学校への就学を認める学校の指定について」ご説明します。

小学校通学区域の弾力的運用制度ということで、隣接区域選択制を平成 31 年 4 月から導入したいと考えており、今回は富田東小学校と行健第二小学校を指定したいと考えております。富田東小学校の隣接区域には、赤木小学校、桃見台小学校、大島小学校、富田小学校、喜久田小学校、行徳小学校の 6 校が該当し、富田東小学校の学区の子どもたちについては、これらの小学校へも通うことが可能になるという制度であります。この制度の導入によって大規模校等の対策にもなると同時に、富田東小学校の学区に在籍している児童の選択幅が広がるというものでございます。

各学校へ通学できる人数等については現在小学校と教育委員会内で詰めているところでありますが、対象の学年については全学年を対象に選択可能としたいと考えております。募集期間については 10 月 1 日から 10 月末日までとし、その枠を超えた場合には公開抽選を行う予定であります。実は富田東小学校と行健第二小学校同士も隣接してはいるのですが、教室数等を考慮して、お互いを選択することは不可となります。

中学校への進学についてですが、富田東小学校の学区に住んでいる場合でも赤木小学校を選択した場合には、赤木小学校の学区の子どもたちの進学先である、郡山第二中学校と郡山第五中学校に進学が可能となります。また、富田東小学校の学区の子どもたちのもともとの進学先である富田中学校も選択ができるので、ここでも選択の幅を広げるということになります。

以上でございます。

教 育 長      委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者      全学年が対象ということですが、導入後、例えば今は富田東小学校の 3 年生だけれども、来年度からは赤木小学校へ行く、というように、途中から通学先を変えられるということでしょうか。

学校教育推進課長      その通りです。ですので対象は現小学 1 年生から現 5 年生、及び新小学 1 年生を対象として、この制度を運用していきたいと考えています。

阿部職務代理者      これは、逆に赤木小学校のような学校から富田東小学校を選択するといったようなことはできないのでしょうか。

学校教育推進課長        はい。あくまで富田東小学校及び行健第二小学校の学区内の子どもたちが選択できるようになるものです。

教 育 長                他に何かありますか。

(なし)

教 育 長                それでは、これより採決いたします。

議案第 37 号「就学すべき学校以外の隣接する学校への就学を認める学校の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長                ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 38 号「特認校の指定について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長        それでは議案第 38 号「特認校の指定について」ご説明します。

昨年、西田学園義務教育学校が本市初の特認校として指定されましたが、今回は金透小学校を特認校として指定するものでございます。金透小学校はこれまで長年にわたり研究公開を行い、本市の教育をリードしてきた学校であり、その教育の成果を市内に幅広く広め、さまざまな研究開発に寄与してきたところでございます。金透小学校は現在各学年 1 学級であります。今後も本市の教育をリードする模範となるものと考えた場合、学校規模として 2 学級規模を維持する必要があることから、金透小学校に対する特認校制度の導入を図るものです。さらに金透小学校を特認校に指定する理由として、公共交通機関を利用して市内各地から通うことも可能であるということも挙げられます。

金透小学校への通学の条件については、保護者の送迎が必要なことや、普通学級数が 19 学級以上の適正規模以上の学校からでないことと通学できないこと、また、金透小学校の教育活動に賛同すること等の条件を満たす児童について通学を認めるというものであります。

制度の導入時期についてですが、この特認校制度につきましても平成 31 年 4 月からの導入に向けて整備したいと考えております。募集期間についてですが、こちらも 10 月 1 日から 10 月末日までとし、募集が多かった場合には、公開抽選を行うというものです。普通教室数が 19 学級以上の学校

というのは、現在合計9校ありますが、その学校に在籍する児童が金透小学校へ通うことができます。金透小学校を卒業後は、金透小学校からの進学先である郡山第二中学校へも、またもともとの学区の進学先の中学校へも通うことができ、ここでも選択の幅を広げた制度設計となっています。

以上でございます。

教 育 長           委員の皆様、質問等ございますか。

今 泉 委 員           金透小学校への通学の条件として、保護者の送迎という話がありましたが、現実的に保護者の送迎は可能なのでしょうか。

学校教育推進課長       現状を申し上げますと、金透小学校に児童クラブが開設されてから、朝は金透小学校に子ども送ってから仕事場に向かい、夕方6時半頃まで児童クラブで子どもを預かってもらって、仕事が終わった後に金透小学校に寄って帰るという保護者の方がいらっしゃいます。

また、公共交通機関という話も出ましたけれども、朝は保護者の方が送って登校し、帰りは電車やバスで帰るといったようなことも想定しております。金透小学校であれば郡山駅も近いということで、駅からバスや電車です帰るといったようなことも考えられます。

田 中 委 員           金透小学校は1学年1クラスという話がありましたが、最大何クラスまで増やせるのでしょうか。

学校教育推進課長       その点については、現在金透小学校と協議しているところでございます。普通教室数としては12クラスございますので、各学年2クラスまでは、ハード面としては準備ができます。しかし、今後例えば特別支援学級や、少人数での指導をしたいとなった場合等を想定して、空き教室や学習スペースが必要となるかどうかについて、金透小学校に検討してもらっており、8月末までに回答をもらうことになっております。

その回答によって、募集枠が決定することになりますが、募集枠については学年ごとに定めることとなります。高学年はある程度人数が多い中で切磋琢磨したり、討論したりしたほうが良い、逆に低学年は少人数で分けて2クラスにしてきめ細かく指導した方が良いといったようなこともありますので、その辺りについては、今後金透小学校と打合せをしながら、最終的な募集人数枠を検討する予定でございます。

阿部職務代理者 特認校への指定で他の学区から児童が通うこととなりますが、もともと金透小学校の学区内に住んでいる児童をまず優先として、その後、学年ごとの人数によって、他の学区から受け入れる人数が決まってくるということでしょうか。

学校教育推進課長 はい。まずは金透小学校の学区の児童が優先ということになります。10月1日現在で、入学通知書というものを住所地に基づいて発送しますが、この数が金透小学校へ入学する人数の推計ということになります。

実際は、この中から私立の学校へ進学したり、預け先である祖父母の家の学区の学校へ進学したりする児童も出てきますので、そういったことを踏まえながら、おおよその人数について金透小学校と情報共有しながら決定していくこととなります。

阿部職務代理者 この制度を使って金透小学校に入学し、卒業後は郡山第二中学校に進学できるようになるということですが、そうすると当然郡山第二中学校の人数が増えるということになると思います。そこでもやはり郡山第二中学校の本来の学区の生徒がまず優先となり、場合によってはこの制度で金透小学校に行ったけれども、人数的に郡山第二中学校には行けないということもありうるということでしょうか。

学校教育推進課長 そういった可能性もありますので、現段階では、募集の際に最終的に郡山第二中学校へ進学したいのか、あるいは元の学区の中学校へ進学したいのかについても調査をさせていただく予定です。先ほどの話にもありました富田東小学校や赤木小学校等、隣接する学区からの通学生徒も含めて、郡山第二中学校側のキャパシティも考慮した上で、金透小学校や、桃見台小学校、赤木小学校の募集枠について各学校と教育委員会で設定していくことで考えております。

藤田委員 この制度を開始するにあたり、来年度は制度の初年度となりますので、来年度からこういう制度が始まります、という説明が必要だと思います。制度的にも弾力性が出て、良いことである思いますので、世代間のギャップの解消というところにも注目すべきであると感じました。

教 育 長 その他、何かありますか。

(なし)

教 育 長            それでは、これより採決いたします。

                         議案第 38 号「特認校の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

                         (異議なし)

教 育 長            ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号については、原案のとおり決しました。

                         次に、議案第39号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」の事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長            それでは議案第 39 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」についてご説明します。

                         郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について、臨時代理による処理の承認を求めるものになります。こちらについては、八山田第二土地区画整理事業の換地処分公告により新たに町名が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。基本的には換地処分公告による町名変更を反映させたものであり、学区等の変更はございません。

                         これについては緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、臨時代理の処理をしたということで、承認を求めるとでございます。

                         以上でございます。

教 育 長            委員の皆様、質問等ございますか。

                         (なし)

教 育 長            それでは、これより採決いたします。

                         議案第 39 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

                         (異議なし)

教 育 長            ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号については、原案のとおり

決しました。

次に、「5 その他」に入りますが今定例会には提出案件がありませんので、次の「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	生涯学習課	・平成30年度第2回郡山市社会教育委員の会議について
2	中央公民館	・市民学校「ふくしまの歌と健康」について ・市民学校「郡山の食材と夏野菜を使った料理講座」について ・第70回郡山市民文化祭開催式について ・四季の風コンサートについて ・「ナイトカレッジ」～10年後の自分を考える～について ・市民大学講座について
3	美術館	・企画展「ターナー 風景の詩」について ・平成30年度第1回アートテーク「演じること、語ること」について ・第17回風土記の丘の美術展について ・夏休み公開ワークショップ「第13回風土記の丘発 図工&美術の時間へようこそ」について ・鑑賞学習対応について ・博物館実習について
4	学校管理課	・部活動指導者のためのスキルアップ研修実施報告について
5	教育研修センター	・7月教職員研修講座等の実施状況について
6	総合教育支援センター	・1学期の不登校調査について

教 育 長      各課の報告が終了しましたので、先ほど、非公開案件と決しました「議

案第30号から議案第35号まで」の案件、及び「報告第5号」の案件の審議に戻ります。

非公開のため、郡山市教育委員会以外の傍聴人の方は退室をお願いいたします。

(「議案第30号」から「議案第35号」までの案件、及び「報告第5号」を非公開で審議し原案のとおり承認)

教 育 長      本定例会に提出された案件は以上であります。  
                  その他、委員の皆様、事務局から何かありますか。

(なし)

教 育 長      ないようですので、郡山市教育委員会平成30年8月定例会を閉会いたします。

終了時刻    午後2時52分